今金町の保育料の算定について

１．保護者の所得税額を教育委員会が税務住民課の協力のもと調査し、階層区分に振り分け保育料を決定しています。

年少扶養控除：課税ではすでに廃止だが、保育料の算定では特例で控除することが認められています。

認定こども園いまかねに保育料を通知し、認定こども園いまかねが賦課し徴収を行います。

世帯の階層区分	定　　義		３歳未満児	３歳以上児
第１階層	生活保護世帯		０円	０円
第２階層	市町村民税非課税世帯		９，０００円	６，０００円
第３階層	市町村民税課税世帯		１９，５００円	１６，５００円
第４階層	所得税額	25,000 円未満	２５，０００円	２２，５００円
第５階層	所得税額	25,000 円以上 50,000 円未満	３０，０００円	２７，０００円
第６階層	所得税額	50,000 円以上 75,000 円未満	３４，０００円	３１，０００円
第７階層	所得税額	75,000 円以上 103,000 円未満	３９，０００円	３６，０００円
第８階層	所得税額	103,000 円以上	４４，５００円	４１，５００円

２．複数入所する場合

ア）入所している児童の内、年長者は上記表に定める保育料。

イ）入所している児童の内、ア）以外の年長者は、上記表×０．５の保育料。

ウ）入所している児童の内、ア）イ）以外の児童の保育料は０円となります。

３．ひとり親家庭等で第２・第３階層に当てはまる場合の保育料

世帯の階層区分	定　　義	３歳未満児	３歳以上児
第２階層	市町村民税非課税世帯	０円	０円
第３階層	市町村民税課税世帯	１８，５００円	１５，５００円

◆ただし、新制度における保育料は、国が定めた基準よりも上回ることはありません。

国が定める保育料の算定について

平成２７年３月まで

世帯の階層区分	定　　義		３歳未満児	３歳以上児
第１階層	生活保護世帯		０円	０円
第２階層	市町村民税非課税世帯		９，０００円	６，０００円
第３階層	市町村民税課税世帯		１９，５００円	１６，５００円
第４階層	所得税額	40,000 円未満	３０，０００円	２７，０００円
第５階層	所得税額	40,000 円以上 103,000 円未満	４４，５００円	４１，５００円
第６階層	所得税額	103,000 円以上 413,000 円未満	６１，０００円	５８，０００円
第７階層	所得税額	413,000 円以上 734,000 円未満	８０，０００円	７７，０００円
第８階層	所得税額	734,000 円以上	１０４，０００円	１０１，０００円

平成２７年４月から

所得階層区分	保　育　利　用			
	３号認定（満２歳以下）		２号認定（満３歳以上）	
	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
① 生活保護世帯	０円	０円	０円	０円
② 町民税非課税世帯	９，０００円	９，０００円	６，０００円	６，０００円
③ 町民税課税世帯	１９，３００円	１９，５００円	１６，３００円	１６，５００円
④ 町民税所得割課税額 97,000 円未満	２９，６００円	３０，０００円	２６，６００円	２７，０００円
⑤ 町民税所得税課税額 169,000 円未満	４３，９００円	４４，５００円	２６，６００円	２７，０００円
⑥ 町民税所得税課税額 301,000 円未満	６０，１００円	６１，０００円	５７，１００円	５８，０００円
⑦ 町民税所得税課税額 397,000 円未満	７８，８００円	８０，０００円	７５，８００円	７７，０００円
⑧ 町民税所得税課税額 397,000 円以上	１０２，４００円	１０４，０００円	９９，４００円	１０１，０００円

今金町の利用者負担額（幼稚園保育料）について

１．現在の幼稚園保育料は、全児童一律です。

認定こども園いまかねが賦課し、徴収を行います。

＊入園児童（３歳児）が卒園（３年間）まで通園する場合の１ヶ月当りの負担額

幼稚園保育料	施設維持費	入 園 料 入園時のみ 9,000 円	教 材 費 年間 4,100 円	給 食 費 3,950 円	合　計
９，０００円	１，０００円	１ヶ月当たり２５０円	１ヶ月当たり ３４２円	３，９５０円	１４，５４２円

現在の幼稚園保育料を参考に平成２７年度の利用者負担額を決定します。

２．平成２７年度の１号認定利用者負担額について

保護者の課税状況等を教育委員会が税務住民課の協力のもと調査し、階層区分に振り分け利用者負担額を決定します。

＊平成２７年度の利用者負担額の算出イメージ（第３階層世帯の場合）

幼稚園保育料	施設維持費	入 園 料 入園時のみ 9,000 円	教 材 費 年間 4,100 円	給 食 費 3,950 円	合　計 （千円未満端数切捨て）
９，０００円	１，０００円	１ヶ月当たり２５０円	１ヶ月当たり ３４２円	３，９５０円	１３，０００円

よって、平成２７年度の１号認定の利用者負担額は、以下のとおりとなります。

世帯の階層区分	定　　義	１号認定児童利用者負担額
第１階層	生活保護世帯	０円
第２階層	町民税非課税世帯	６，０００円
第３階層	町民税課税世帯	１３，０００円

◆ただし、新制度における保護者負担額は、国が定めた基準よりも上回ることはありません。

国が定める１号認定利用者負担額（幼稚園保育料）の算定について

平成２７年４月から

世帯の階層区分	定　　義	１号認定児童利用者負担額
第１階層	生活保護世帯	０円
第２階層	町民税非課税世帯	９，１００円
第３階層	町民税所得割課税額　77,100 円以下	１６，１００円
第４階層	町民税所得割課税額　211,200 円以下	２０，５００円
第５階層	町民税所得割課税額　211,200 円以上	２５，７００円